

# 下田メディカルセンター一面会規定

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 下田メディカルセンター（以下、当院）の面会については、感染対策等の正当な理由なく入院中の患者に対する家族などによる面会を妨げないようにすることを目的とする。

(方針)

第2条 当院では入院中の患者とその家族等との面会は、患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であることを認識する。また、家族などによる面会を許可し、認知症高齢者の不安及び急性期疾患患者の不安の軽減に努めることにより、安心した医療の継続につながることを認識する。そして、これらの認識を方針として面会を施行する。

(配慮)

第3条 感染対策等の正当な理由により、やむを得ず面会の制限を行う場合にあっては、当該制限が必要以上に厳格なものとならないよう配慮する。

## 第2章 面会における事項

(面会対象者)

第4条 入院患者の2親等までの者を面会対象者とする。ただし、家族がいない場合は、キーパーソン1の者であれば面会対象者とする。

(面会場所)

第5条 原則として、入院患者が在院する病棟の病室にて行う。

2 ただし、第10条における面会禁止措置の期間中等にて面会を行う必要がある場合は、面談室等、他の場所を利用して面会を行う場合がある。

(面会回数)

第6条 1日あたりの面会回数は、入院患者1人につき1回とする。ただし、急変時または終末期の入院患者の面会については、回数の制限は行わない。

2 急変時または終末期の入院患者については、付き添いに関しても主治医の許可があれば常時1名のみ可能とする。その場合の出入りについては、最小限とする。

(面会者人数)

第7条 面会者人数は、1回につき2人までとする。

(面会時間)

第8条 面会時間は、終日13時30分から15時30分までとする。尚、1回あたりの面会時間は、15分程度とする。

(面会時手順)

第9条 面会者には感染対策を目的として、面会時に以下のご協力を求め、施行する。

- (1) 面会者は当院入口受付(以下、受付)にて、別添1の「面会申請書」を記載する。
- (2) 面会者の検温を行い、熱が37度未満であれば、面会可能と判断する。
- (3) 当院より借用する面会中の札を首から下げて、受付で案内した病棟及び病室に向かう。
- (4) 混雑時はカーテン隔離で面会を行う。
- (5) 面会時はマスクを着用したまま、面会を行う。

### 第3章 感染対策等実施時の対応

(面会禁止措置)

第10条 当院の所属する静岡県または賀茂医療圏域にて感染症が流行した場合は、入院患者等の院内感染対策として、面会禁止の措置をとる。

(面会禁止基準)

第11条 面会禁止基準は、静岡県においてインフルエンザまたは新型コロナウイルス等の「感染症警報」が発令された場合とする。

(オンライン面会)

第12条 第10条における面会禁止措置の期間中等に面会の場を設ける手段として、オンライン面会を施行する。

2 オンライン面会については、第10条における面会禁止措置の期間中以外にも利用可能とする。

(面会再開基準)

第13条 面会再開基準は、賀茂医療圏域においてインフルエンザまたは新型コロナウイルス等の「感染症警報」が解除された場合とする。

### 第4章 その他

(規定の見直し)

第14条 当該規定については、時の社会情勢を鑑み、定期的に見直しを行う。

(周知及び掲示)

第15条 当該規定については、患者及びその家族などに対し、内容が十分に周知されるよう、病棟等の見やすい場所に掲示を行う(ホームページ掲載を含む)。さらに、別添2の案内文書を用いて周知する。

附 則

この規定は令和8年5月1日より施行する。